

香川県松くい虫被害対策事業推進計画

〔 自 平成29年4月 1日
至 平成34年3月31日 〕

香川県

1. 松くい虫被害対策事業の実施方針

(1) 被害対策の基本的な考え方

本県の松林は、島嶼部から山間部まで県下全域に広く分布しており、木材資源としてだけでなく、山地災害の防止をはじめ、水資源のかん養、保健休養、景観保全など森林の有する多面的な公益的機能の発揮に貢献している。

これらの重要な森林資源である松林にあって、松くい虫被害は、昭和46年度から年々増加の傾向を示し、昭和53年度以降は阿讃県境部を除く全市町に広がった。その被害量は、昭和54～56年度の3箇年は10万 m^3 を超えていたが、昭和57年度以降は各種対策を総合的に実施してきたため毎年減少してきた。しかしながら、被害区域は、健全林であった阿讃県境部の一部にも拡大が見られた。

また、平成9年度以降の5箇年については、平成9年4月に改正施行された森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号、以下「法」という。)の適切な運用と併せて、松くい虫による被害から森林資源として重要な松林を保全するため、周辺松林と併せて対策を講じてきたところ、被害量は、約3万 m^3 で推移し、激しい被害もある程度抑制された。

平成15年度以降は、被害の状況と松林の森林資源としての重要性にかんがみ、松くい虫による被害から松くい虫による被害から森林資源として重要な松林を保全するため各種事業を総合的かつ計画的に実施し、被害量は毎年2万 m^3 前後で推移している。

平成29年度からの計画においては、一層重点化した保全すべき松林において徹底した現場および事業の管理を通じて、被害を終息させることを目標に取り組む。

(2) 対策対象松林の概況と松林区分ごとの被害対策事業の実施方針

対策対象松林の面積については、表1のとおりである。

また、松林区分ごとの被害対策の実施方針については、次のア～ウのとおりとする。

ア 高度公益機能森林

高度公益機能森林(松くい虫について法第7条の5第1項の規定により指定された高度公益機能森林をいう。以下同じ。)については、特別伐倒駆除(法第2条第5項の特別伐倒駆除をいう。以下同じ。)、伐倒駆除(法第3条第1項第1号の措置をいう。以下同じ。)、補完伐倒駆除(法第3条第3項の補完伐倒駆除をいう。以下同じ。)、特別防除(法第7条の2第1項の特別防除をいう。以下同じ。)等の防除を徹底するとともに、健全な松林の整備に必要な松林施業等を適切に行うことにより、その保全を図るものとする。

イ 被害拡大防止森林

被害拡大防止森林(松くい虫について法第7条の5第1項の規定により指定された被害拡大防止森林をいう。以下同じ。)については、高度公益機能森林への著しい被害の拡大を防止するため、高度公益機能森林と一体的な対策を講じることとし、計画的な樹種転換(法第2条第7項の樹種転換をいう。以下同じ。)を推進するとともに、樹種転換が完了するまでの間、必要な伐倒駆除等の防除を行うものとする。

ウ 地区実施計画対象森林

① 地区保全森林

地区実施計画(松くい虫について法第7条の10第1項の規定により策定された地区実施計画をいう。以下同じ。)の対象森林のうち、当該森林の松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林(以下「地区保全森林」という。)については、高度公益機能森林に準じた対策を行うものとする。

② 地区被害拡大防止森林

地区実施計画の対象森林のうち、地区保全森林以外の松林(以下「地区被害拡大防止森林」という。)については、被害拡大防止森林に準じた対策を行うものとする。

2. 松くい虫被害対策事業の実施に関する基本計画

(1) 松くい虫防除実施事業の基本計画

防除方法は、対策対象松林について、県防除実施基準、地区防除指針及び地区実施計画に則し、被害の状況、当該松林の有する機能、周囲の土地及び水面の利用状況、当該松林の存する地域の地形、水利、林道等の諸条件等を総合的に勘案して、選択するものとする。

松林ごとの適切な防除方法については、表2のとおりである。また、対策対象松林における防除方法の選択の基準については、次のとおりである。

ア 防除方法の選択の基準

①特別伐倒駆除

- ・ 搬出路及び破碎、焼却場所等の確保が容易な松林
- ・ 薬剤防除実施地内で、周辺松林と一体となって実施することが適切な松林

②伐倒駆除

- ・ 薬剤防除及び特別伐倒駆除を実施しない松林であって伐倒駆除による効果が期待できる松林
- ・ 薬剤防除実施地内で周辺松林と一体となって実施することが適切な松林

③特別防除(空中散布)

- ・ 予防措置をとることが特に必要と認められる松林
- ・ 面的にまとまりのある松林

④地上散布

- ・ 危被害等で特別防除の実施が困難な松林
- ・ 小面積の松林

⑤樹幹注入

- ・ 危被害等で特別防除の実施が困難な松林

⑥樹種転換

- ・ 他の防除方法との合理的な組み合わせにより、一体的に樹種転換を実施することが適当な松林
- ・ 人工造林により、樹種転換が可能な地味良好な松林
- ・ 天然更新により、裸地化が防止できる松林

イ 命令防除事業の実施方針

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林において、松くい虫が羽化する時期及び松くい虫が運ぶ線虫類により当該松林に発生している被害の状況からみて、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止するために特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、命令の区域及び期間を定め、当該松林を所有し、又は管理するものに対し、特別伐倒駆除、補完伐倒駆除、伐倒駆除、緊急防除、特別防除、地上散布の措置を命じ、事業を行うものとする。

(2) 松くい虫被害木利用促進事業の基本計画

特別伐倒駆除等被害対策の促進及び被害材の森林資源としての有効利用を図るため、松材の需要開発、チップ業者等に対する協力要請、松林所有者に対する啓発・指導により松材の利用の促進に努めるものとする。

3. その他松くい虫の被害対策に関連する事業に関する事項

- (1) 被害が激甚で県土保全等の機能が著しく低下した保安林にあつては、その公益的機能の回復を図るため保安施設事業を実施する。
- (2) 被害木の破碎をする場合には、森林病虫害等防除センター(県森林センター)で貸出しを行っている移動式チップパー等を必要に応じて活用するなど、松くい虫被害対策を効果的に推進するものとする。
- (3) 松以外の樹種による成林が困難な松林については、松くい虫が運ぶ線虫類に抵抗性を持つ松の品種(抵抗性マツ)を活用し、必要に応じて薬剤散布等の防除を行いつつ、松くい虫被害に対し抵抗性の高い森林の造成に努めるものとする。

表1 対策対象松林の面積 (単位:ha)

市町名	松林面積	高度公益 機能森林	被害拡大 防止森林	地区実施計画対象松林		対策対象 松林計
				地区保全 森林	地区被害拡 大防止森林	
1 小豆島町	943					0
2 土庄町	1198	4	1			5
3 東かがわ市	1002	10				10
4 さぬき市	490	9				9
5 三木町	478					0
6 高松市	1643	68	4	65	49	186
7 直島町	147	3	7	3		13
8 坂出市	323					0
9 宇多津町	18					0
10 綾川町	290					0
11 丸亀市	662					0
12 多度津町	54					0
13 善通寺市	246			2		2
14 琴平町	3					0
15 まんのう町	1881	40		3		43
16 三豊市	933			25		25
17 観音寺市	429	24		21		45
計	10740	158	12	119	49	338
未被害市町計	-	-	-	-	-	-
合計	10740	158	12	119	49	338

1. 面積は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。

表2 松林ごとの適切な防除方法 (単位:ha)

市町名	松林区分	面積	駆除措置		駆除措置 計(A)	予防措置			予防措置 計(B)	合計 (A)+(B)
			特別伐倒 駆除	伐倒駆除		特別 防除	地上 散布	樹幹 注入		
1 土庄町	高度公益機能森林	4		4	4		(4)		(4)	4
	被害拡大防止森林	1		1	1				(0)	1
	地区保全森林				0				(0)	0
	地区被害拡大防止森林				0				(0)	0
2 東かがわ市	高度公益機能森林	10	10		10		(10)		(10)	10
	被害拡大防止森林				0				(0)	0
	地区保全森林				0				(0)	0
	地区被害拡大防止森林				0				(0)	0
3 さぬき市	高度公益機能森林	9	9		9		(9)		(9)	9
	被害拡大防止森林				0				(0)	0
	地区保全森林				0				(0)	0
	地区被害拡大防止森林				0				(0)	0
4 高松市	高度公益機能森林	68	30	38	68		(50)	(18)	(68)	68
	被害拡大防止森林	4	4		4				(0)	4
	地区保全森林	65		65	65			(65)	(65)	65
	地区被害拡大防止森林	49		49	49				(0)	49
5 直島町	高度公益機能森林	3		3	3			(3)	(3)	3
	被害拡大防止森林	7		7	7				(0)	7
	地区保全森林	3		3	3			(3)	(3)	3
	地区被害拡大防止森林			0	0				(0)	0
6 善通寺市	高度公益機能森林				0				(0)	0
	被害拡大防止森林				0				(0)	0
	地区保全森林	2		2	2			(2)	(2)	2
	地区被害拡大防止森林				0				(0)	0
7 まんのう町	高度公益機能森林	40	40		40			(40)	(40)	40
	被害拡大防止森林				0				(0)	0
	地区保全森林	3		3	3			(3)	(3)	3
	地区被害拡大防止森林				0				(0)	0
8 三豊市	高度公益機能森林				0				(0)	0
	被害拡大防止森林				0				(0)	0
	地区保全森林	25		25	25			(25)	(25)	25
	地区被害拡大防止森林				0				(0)	0
9 観音寺市	高度公益機能森林	24	24		24		(24)		(24)	24
	被害拡大防止森林				0				(0)	0
	地区保全森林	21	20	1	21		(20)	(1)	(21)	21
	地区被害拡大防止森林				0				(0)	0
小計	高度公益機能森林	158	113	45	158	0	97	61	158	158
	被害拡大防止森林	12	4	8	12	0	0	0	0	12
	地区保全森林	119	20	99	119	0	20	99	119	119
	地区被害拡大防止森林	49	0	49	49	0	0	0	0	49
合計	対策対象松林計	338	137	201	338	0	117	160	277	338

1. 予防措置は原則駆除措置と併用するため()で記載するが、予防措置単独で実施することが適当な松林がある場合には上段裸書きで記載する。

2. 面積はヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入する。

保全松林一覧表

(単位:ha)

番号	保全松林名 (地区名)	市町名	対策対象松林の区分			
			高度公益 機能森林	地区保全森林	被害拡大 防止森林	地区被害拡大 防止森林
1	渕崎	土庄町	4		1	
2	白鳥の松原	東かがわ市	10			
3	津田の松原	さぬき市	9			
4	公渕	高松市	16		4	
5	東植田		14			
6	女木島		1			
7	男木島		1			
8	屋島			13		
9	紫雲山		36			
10	鬼無・五色台			3		
11	鷲ノ山			49		49
12	琴反地	直島町	0.8		0.6	
13	積浦			0.5		
14	京ノ山		2.1		6.0	
15	高田浦			0.1		
16	文教			2.7		
*	直島町計		3	3	7	0
17	金刀比羅宮	善通寺市		2		
18	満濃	まんのう町		3		
19	満濃池森林公園		40			
20	仁尾	三豊市		25		
21	興昌寺山	観音寺市		20		
22	琴弾公園		24			
23	一の宮公園			1		
小計		9市町	158	119	12	49
合計		9市町	338			

*直島町は個々の箇所が小さいため、町計として四捨五入し県計を求めた。

は、県指定区域